

主題2 困難な症例への挑戦 事前症例提示について応募するにあたってのQ&A

Question

演題登録にあたり、事前提示された症例について治療方針を述べるのでしょうか？
それとも自分が経験した困難症例を事前登録し、これをもとにディベートするのでしょうか？

Answer

基本抄録には、先生が、臨床現場で定時症例に遭遇した場合にどういう治療方針をとるかを述べて頂きますが、その根拠となったご自身の過去の経験例をもとにプレゼンしていただくのが結構です。多くの先生は臨床現場で一瞬どうして良いか迷う症例に遭遇した時ご自身お過去の経験をもとに意思決定をします。ちょうど院内のカンファレンスの現場でのディスカッションのように扱っていただければ結構です。もし、提示情報だけでは情報が不十分と思われる時は、例えば「これがAなら方針はこれ、これがBの場合は方針はこれ」等の書き方で結構です。